

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年2月10日（火）午後3時00分～午後3時45分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義			13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (1名) 7番、梅田昌宏

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

2) 専決処分報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件

報告第3号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から2月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に9番、水井委員と10番、増田委員のお二人を指名しますので、よろしく願い致します。また、議事日程、第2、会議書記

- の指名につきましては、事務局の仲川局長と龍補佐を指名します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項に基づく申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買により取得する所有権の移転に伴う移動でございます。番号1番、申請地、中三倉堂二丁目□□□番地(田)965㎡、譲受人、中三倉堂一丁目、□□□□、譲渡人、中三倉堂一丁目、□□□□、申請地は、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。また、譲受人の耕作地面積は、6,809㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第□番目、浮孔小学校より□□へ約50mのところでございます。以上、第1号議案につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。続きまして、申請の記載内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、現在保有されている農地は全て耕作されており、受人の世帯員数や機械の保有状況などからして今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、譲受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の記載内容によりましても、農業上の総合的利用には従来どおり支障がないものと考えます。以上、本件は、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくをお願い致します。
- 議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
- (なしの声有り)
- 議長 ご質問等がないようですので、採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字野口□□□番3(地目)田(現況)畑、182㎡、大字野口□□□番2(地目)田(現況)畑、73㎡、申請人、岸和田市尾生町、□□□□、転用目的は、庭先用地及び露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、陵西小学校より□へ約200mのところでございます。番号2番、申請地、大字秋吉□□□番7(畑)190㎡、大字秋吉□□□番8(畑)214㎡、申請人、大字奥田、□□□□、転用目的は、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、総合運動公園より□□へ約200mのところでございます。番号3番、申請地、大字土庫□□□番地(田)1,100㎡、申請人、土庫二丁目、□□□□、転用目的は、太陽光発電設備への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、前之園診療所より□□へ約300mのところでございます。以上、議第2号につきましては3件の申請で、いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。
- 議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して

頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願い致します。

部会長

それでは、農地部会長の審議内容を報告させていただきます。大字野口の□□さんの転用申請であります。敷地内の一部に農地が残った状態になっており、その部分を庭と駐車場として使用するための申請です。整地して使用されるようで、現在周囲はブロック塀で囲まれているので周囲には被害がないものと思われま。申請地の現況としてはブロック塀越しに西側には田がありますので隣地の同意は頂いております。排水に関しては雨水のみで汚水の発生はなく大字野口の水利組合の同意も頂いております。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。続きまして、大字秋吉の□□さんの申請ですが、今回転用される土地の周囲は宅地と道路に囲まれており、周辺に影響はないものと思われま。南側道路沿いにU字溝を敷設され道の高さと同様に造成されます。排水については雨水のみで、秋吉の水利同意も頂いております。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。次に、大字土庫の申請ですが、現況は田できれいに耕作されておりました。周囲の状況は南側、北側は里道で、東側、西側は田です。田の境界には擁壁を設置し、整地、排水は従来どおり自然浸透と、北側の田を通し、中和幹線沿いの水路に排水されます。隣地の同意、排水の同意も添付されております。農地部会ではこの案件につきましても妥当なものであるとの審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

大字野口の申請地の農地区分につきましては第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、今回の転用申請の目的からして経費はかからないため資金証明は必要がないものと判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当であると判断致します。大字秋吉の申請地の農地区分につきましては第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当であると判断致します。大字土庫の申請地の農地区分につきましては第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書と通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、次の5条申請と同時に許可後より着手ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な計画面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議長

ご質問等がないようですので、採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書2ページをお願い致します。議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買及び贈与による所有権移転により農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、曾大根一丁目□□番1(田)837㎡、譲受人、北葛城郡上牧町、(株)□□□□、譲渡人、橿原市東坊城町、□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、浮孔西小学校より□へ約100mのところであります。番号2番、申請地、今里川合方□□番1(田)1,000㎡、譲受人、旭南町、(有)□□□□、譲渡人、今里町、□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、クリーンセンターより□へ約200mのところであります。番号3番、申請地、大字土庫□□□番地(田)1,279㎡、譲受人、大字土庫、□□□□、譲渡人、大字土庫二丁目、□□□□、申請地は、贈与による所有権移転で、太陽光発電設備への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、前之園診療所より□□へ約300mのところであります。以上、議第3号につきましては3件で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。曾大根一丁目の資材置き場への転用についてですが、申請地の現況は畑としていつでも耕作出来るようにきれいに管理されており、東側、西側は畑、南側は道路、北側は里道です。周囲に土砂の流出の無いよう勾配をつけて造成、東側に素堀の側溝を設け南側の水路に排水されます。曾大根の水利組合や隣地の同意も頂いております。農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。続いて大字今里川合方の駐車場への転用ですが、先月畑作転換されたのですが、売却される事になり、今回転用の申請をされました。旭南町にある□□販売会社の従業員と搬入車の駐車場として使用されます。現況は、畑、周囲の状況は、東側は住吉川、西側は道路、南側は里道、北側は転用許可を受けた土地の駐車場です。土砂の流出の無いよう勾配をつけて造成され、進入は西側からで通路橋をつけられます。雨水は自然浸透と西側水路に排水されます。今里水利組合の同意も頂いております。農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。次に大字土庫の申請ですが、4条申請地の隣で、息子さんの名義で転用されますので5条申請となります。転用の内容等につきましては4条申請で説明させて頂いたとおりですので、説明は省略させていただきます。4条申請同様妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上3件、農地部会での審議内容を報告させて頂きました。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局

それでは説明致します。まず、曾大根一丁目の申請地の農地区分は第2種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金と融資資金等でまかなう計画で、金融機関の残高証明書も添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より早々に着手したいとのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、露天資材置場とするためであり、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。次の今里川合方の農地区分につきましては、2種農地に該当致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅

滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より早々に着手することとありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、露天駐車場として利用する転用目的、事業計画規模からしても妥当な面積であると考えます。大字土庫の農地区分につきましては、2種農地に該当致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は父親からの資金提供でまかなう計画で、金融機関の預金通帳及び証券の写しも添付され、資金提供の同意書もあることから転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手することとありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、太陽光発電設備とするためであり、転用目的や事業計画規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。
（なしの声有り）

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。
（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。続いて、議第4号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。
（中江委員 退席）

議 長 　それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは議案書3ページをお願い致します。議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字出、□□ □、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1（田）986㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、平成29年3月1日から平成32年2月29日までの3年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、葛城市木戸、□□□□、利用権を設定する者、京都府相楽郡笠置町、□□□□、利用権を設定する農地、大字市場□□□番地（田）1,662㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、平成29年3月1日から平成32年2月29日までの3年間でございます。整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番1（田）658㎡、大字松塚□□番2（田）803㎡、利用権の種類は、賃貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成29年3月1日から平成32年2月29日までの3年間でございます。整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する者、京都市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1（田）840㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成29年3月1日から平成32年2月29日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第

3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問などが無いようですので、採決致します。それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第4号につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に、議第5号を議題と致しますが、議題に入ります前に、中江委員の入室、着席をお願い致します。

（中江委員入室、着席）

議 長 　それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは議案書4ページをお願い致します。議第5号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、後に市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。番号1番、買取り申出の農地、材木町□□番地（畑）697㎡、申出者及び買い取り申出事由の生じた者、南本町、□□□□、買取り申出事由は、身体の故障のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成29年1月23日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元支部長さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していたことなどについて、確認を致しております。以上の審査の結果□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、それぞれの申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

（意見、質問なし）

議 長 　ご意見、ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議第5号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議第5号、その他の2番、専決処分報告について、報告第1号を議題と致します。事務局か

ら説明をお願いします。

事務局

議第5号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の耕作の権利を取得したことの届出について、専決処理を行った事後報告でございます。番号1番、申請地、東雲町□□□番1（畑）961㎡の一部、相続人、土庫二丁目、□□□□、届出事由は、平成29年1月10日、相続による賃貸借権の取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。番号2番、申請地、土庫二丁目□□□番地（田）581㎡、相続人、土庫二丁目、□□□□、届出事由は、平成29年1月16日、相続による賃貸借権の取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。以上、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出については2件の届出でございます。

議長

ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて、議第5号、その他2番、決処分の報告について、報告第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書4ページをお願い致します。議第5号、その他2番の専決処分の報告について、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成28年12月26日から平成29年1月25日までに報告があった案件であります。番号1番、転用届出地、日之出町□□□□番2（地目）田（現況）畑、23㎡、届出人、守口市、□□□□、露天駐車場への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成29年1月18日に水井委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号2番、転用届出地、大字有井□□□番1（田）1,578㎡、届出人、大字有井、□□□□、露天駐車場への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成29年1月20日に奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件については2件の届出でございます。

議長

ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長

異議なしとの事でございますので、報告第2号を終わります。確認委員の水井委員さん、奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議長

次に入ります。議第5号、その他2番の専決処分の報告について、報告第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第5号、その他2番の専決処分の報告について、報告第3号、公共転用の通知の件について説明致します。番号1番、転用届出地、大字秋吉□□番3（田）11㎡、譲渡人、大字秋吉、□□□□、番号2番、転用届出地、大字秋吉□□番3（田）9.82㎡、譲渡人、大字西坊城、□□□□、番号3番、転用届出地、大字秋吉□□番4（田）8.69㎡、譲渡人、大字奥田、□□□□、番号4番、転用届出地、大字秋吉□□番3（田）11㎡、譲渡人、大字秋吉、□□□□、番号5番、転用届出地、大字秋吉□□番2（田）8.90㎡、譲渡人、大字秋吉、□□□□、番号6番、転用届出地、大字秋吉□□番2（田）9.88㎡、譲渡人、大字西坊城、□□□□、番号7番、転用届出地、大字秋吉□□番2（田）29㎡、譲渡人、大字西坊城、

□□□□、番号1番から7番まで、転用目的は、いずれも大和高田市が道路に転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては7件の通知でございます。

議 長 報告第3号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで2月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	水井 豊
署名委員	増田 武雄